

鳥取県強度行動障がい児環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県強度行動障がい児環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「強度行動障がい児」とは、児童福祉法に基づく障害児入所（通所）給付費の報酬の算定において強度行動障害に関する加算対象となる児（見込みでも可とする。）とする。

(交付目的)

第3条 本補助金は、障がい児の支援を行う事業者が、強度行動障がい児を受け入れるための支援環境の整備を行う際に必要な経費を助成することにより、強度行動障がい児の受入れ先の確保、支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じた額とし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行なわなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める財産の処分制限期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
強度行動障がい児環境整備事業	鳥取県内の事業所において、強度行動障がい児の受け入れを前提として、障害児入所施設、児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等デイサービス事業所の環境整備を行う社会福祉法人等	第2欄に掲げる社会福祉法人等が運営する事業所において、強度行動障がい児の受け入れを行うための居室整備を行う際に必要な工事請負費、備品購入費、需用費、委託料等 ※寄附金その他の収入額を除く。 ※新設、既存施設の改修を問わない。 ※事業実施年度又はその前年度中に、重度障がい児又は強度行動障がい児の受け入れに関する居室等の整備に係る県補助金の交付決定を受けている社会福祉法人等は補助対象としない。	10/10	1居室あたり1,500千円 ※事業実施年度につき、1事業所あたり4,500千円を上限とする。 ※共用部分の改修を行う場合は、1居室の整備とみなす。

※交付決定された年度の翌年度末までに、正当な理由なく強度行動障がい児の受け入れがなかった場合は、本事業に係る補助金を返還させることがある。